

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	<p>信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>
<p>I. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。 ・ 金融機関における信用リスク管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。 ・ 検査官は、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な信用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。 なお、金融機関が採用すべき信用リスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な信用リスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。 <p style="background-color: #ffffcc;">（新設）</p> <p>（以下略）</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① 【取締役の役割・責任】</p> <p>取締役は、信用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、信用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに信用リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の信用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は信用リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 【信用リスク管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、信用リスク管理に関する方針（以下「信用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものと</p>	<p>I. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。 ・ 金融機関における信用リスク管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。 また、債務者の実態を把握し、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行うことは信用リスク削減の観点からも重要である。 ・ 検査官は、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な信用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。 なお、金融機関が採用すべき信用リスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な信用リスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。 <p style="background-color: #ffffcc;">・ 検査官は、検証に当たって、本チェックリストに加え、必要に応じ、金融円滑化編チェックリストに記載された信用リスクに関する項目についても留意する。</p> <p>（以下略）</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① 【取締役の役割・責任】</p> <p>取締役は、信用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、信用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに信用リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の信用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は信用リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。 また、担当取締役は、債務者の実態を把握し、必要に応じ債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行うための具体的な方策を検討しているか。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 【信用リスク管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、信用リスク管理に関する方針（以下「信用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものと</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>なっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任 ・ 信用リスク管理に関する部門（以下「信用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針 ・ 信用リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針 <p>④（略）</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>II. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】（略）</p> <p>1. 管理者の役割・責任</p> <p>①【信用リスク管理規程の整備・周知】</p> <p>管理者は、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスク管理手法を十分に理解し、信用リスク管理方針に沿って、信用リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた信用リスクのコントロール及び削減に関する取決めに明確に定めた信用リスク管理規程を策定しているか。信用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。</p> <p>②（略）</p> <p>③【管理者による組織体制の整備】</p> <p>(i)～(iv)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(v) 管理者は、信用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。</p> <p>(vi) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。</p> <p>④（略）</p> <p>2. 信用リスク管理部門の役割・責任</p> <p>①【審査部門の役割・責任】</p>	<p>なっているか。また、金融円滑化管理方針との整合性を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任 ・ 信用リスク管理に関する部門（以下「信用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針 ・ 信用リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針 <p>④（略）</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>II. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】（略）</p> <p>1. 管理者の役割・責任</p> <p>①【信用リスク管理規程の整備・周知】</p> <p>管理者は、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスク管理手法を十分に理解し、信用リスク管理方針に沿って、信用リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた信用リスクのコントロール及び削減に関する取決めに明確に定めた信用リスク管理規程を策定しているか。また、管理者は、信用リスク管理における債務者の実態把握や債務者に対する経営相談・経営指導等を通じた経営改善支援の重要性を踏まえて、信用リスク管理規程を策定しているか。信用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。さらに、信用リスク管理規程は、金融円滑化管理規程との整合性を確保しているか。</p> <p>②（略）</p> <p>③【管理者による組織体制の整備】</p> <p>(i)～(iv)（略）</p> <p>(v) 管理者は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>(vi) 管理者は、信用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。</p> <p>(vii) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。</p> <p>④（略）</p> <p>2. 信用リスク管理部門の役割・責任</p> <p>①【審査部門の役割・責任】</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>(i) ~ (iv) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>②【与信管理部門の役割・責任】</p> <p>(i) ~ (v) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(vi) 与信管理部門は、信用格付の正確性や与信先の管理などの与信管理の適切性について検証するとともに、その検証結果を定期的に及び必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。</p> <p>③【問題債権の管理部門の役割・責任】</p> <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(iii) 問題債権の管理部門は、問題債権の状況について取締役会等が定めた報告事項を報告するための態勢を整備しているか。</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本章においては、信用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。 <p>(以下略)</p> <p>(新規)</p>	<p>(i) ~ (iv) (略)</p> <p>(v) 審査部門は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告しているか。</p> <p>②【与信管理部門の役割・責任】</p> <p>(i) ~ (v) (略)</p> <p>(vi) 与信管理部門は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告しているか。</p> <p>(vii) 与信管理部門は、信用格付の正確性や与信先の管理などの与信管理の適切性について検証するとともに、その検証結果を定期的に及び必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。</p> <p>③【問題債権の管理部門の役割・責任】</p> <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(iii) 問題債権の管理部門は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告しているか。</p> <p>(iv) 問題債権の管理部門は、問題債権の状況について取締役会等が定めた報告事項を報告するための態勢を整備しているか。</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本章においては、信用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。これらの項目の検証に当たっては、商品特性を考慮しつつ、これらの項目の趣旨を踏まえて検証する必要がある。 <p>(以下略)</p> <p>①【中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等を通じたリスク管理】</p> <p>(i) 中小・零細企業等である与信先については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行っているか。例えば、以下のような対応を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。 ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。 ・ ビジスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。 ・ ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
	<p>段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。 <p>(ii) 中小・零細企業等に対する与信に関しては、総じて景気の影響を受けやすく、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった中小・零細企業等の経営・財務面の特性を踏まえ、与信先の経営実態を総合的に勘案した信用格付等の与信管理を行っているか。</p> <p>(iii) スコアリング・モデルを用いたビジネスローン等について延滞が発生した場合に、経営改善の方策に係る協議に応じることなく、機械的に債権回収や債権売却を行っていないか。また、ビジネスローン等からの撤退等に当たっては、債務者の置かれた状況を斟酌し、必要に応じて代替的な資金供給手段を検討しているか。</p> <p>(iv) 担保割れが生じた際に、合理的な理由なく、直ちに回収や金利の引上げを行っていないか。</p> <p>(v) 経営改善支援先については、経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導等を行う等、経営改善に向けた働きかけを行っているか。</p> <p>(vi) 短期貸付の更新継続をしている貸出金（手形貸付を含む。）について、更なる借換えを行えば貸出条件緩和債権に該当する場合、安易に顧客の要望を謝絶することなく、適切に経営改善計画等の策定支援等を行っているか。</p> <p>(vii) 債務者が大部で精緻な経営改善計画等を策定していないことを理由に、貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。</p> <p>②【債務者の実態把握に基づくリスク管理】</p> <p>(i) 健全な事業を営む先、特に、中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行に向けた健全な審査態勢が整備されているか。</p> <p>(ii) 投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶など、健全な審査態勢が整備されているか。</p> <p>(iii) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、例えば、財務諸表等の表面的な計数や特定の業種であることのみに基づいて判断する等、機械的・画一的な判断を行うのではなく、顧客の事情をきめ細かく把握した上で対応しているか。</p> <p>(iv) 顧客の技術力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視せず、担保や個人保証に過度に依存した対応を行っていないか。例えば、顧客の事業価値やキャッシュフローの見通し等を適切に検討することなく、融資額が不動産担保の処分可能見込額を超えるといった理由のみで融資を謝絶又は減額していないか。また、過度に厳しい不動産担保の処分可能見込額のみを根拠として、融資を謝絶又は減額していないか。さらに、担保価値の減少等を理由として、相当の期間を設けることなく、顧客の実情にそぐわない追加担保・保証を要求していないか。</p> <p>(v) 当局が定める金融検査マニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。</p> <p>(vi) 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握した上で、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。</p> <p>③【問題債権の管理】</p>
(新設)	
(新設)	

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>① 【信用格付】 (略)</p> <p>② 【クレジット・リミット】 (略)</p> <p>③ 【信用集中リスクの管理】 (略)</p> <p>④ 【個別案件審査・管理】 健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶など、健全な審査態勢が整備されているか。 また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。</p> <p>⑤ 【問題債権の管理】 (i) 問題債権の管理に当たっては、債務者の再生可能性を適切に見極め、再生可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。その際、必要に応じて会社分割、D E S (デット・エクイティ・スワップ)、DDS (デット・デット・スワップ)、企業再生ファンド等を活用した市場に評価される再建計画の策定に努め、私的整理ガイドラインに沿った整理や法的手続による速やかな対応を実施する態勢となっているか。 (ii) 問題債権を売却・流動化(証券化)することによりオフ・バランス化する場合には、信用補完等により実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けることなく、その信用リスクが明確に切り離されることを確認・検証できる態勢となっているか。また、問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその生活や業務の平穩を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。</p> <p>⑥ 【中小・零細企業の事業再生に向けた取組等】 (i) 中小・零細企業等である与信先については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理を行っているか。</p>	<p>(i) 問題債権の管理に当たっては、債務者の再生可能性を適切に見極め、再生可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。その際、必要に応じて会社分割、D E S (デット・エクイティ・スワップ)、DDS (デット・デット・スワップ)、企業再生ファンド等を活用した市場に評価される再建計画の策定に努め、私的整理ガイドラインに沿った整理や法的手続による速やかな対応を実施する態勢となっているか。</p> <p>(ii) 延滞が発生した債務者について、延滞発生原因の把握・分析を行い、適時に相談・助言を行うなどにより延滞長期化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>(iii) 問題債権を売却・流動化(証券化)することによりオフ・バランス化する場合には、信用補完等により実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けることなく、その信用リスクが明確に切り離されることを確認・検証できる態勢となっているか。また、問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその生活や業務の平穩を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。</p> <p>④ 【信用格付】 (略)</p> <p>⑤ 【クレジット・リミット】 (略)</p> <p>⑥ 【信用集中リスクの管理】 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>例えば、継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。また、きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。</p> <p>(ii) 中小・零細企業等に対する与信に関しては、総じて景気の影響を受けやすく、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった中小・零細企業等の経営・財務面の特性を踏まえ、与信先の経営実態を総合的に勘案した信用格付等の与信管理を行っているか。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>⑦～⑧ (略)</p>